明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四）　一
〔規　則〕
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委二）　三
○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（同三）　三
〔告　示〕
○文化庁の所掌に係る補助金等について、その交付に関する事務を文化庁長官に委任した件の一部を改正する件（文部科学二）　六
○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件及び文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（同三）　七
○平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件の一部を改正する件（同四）　七
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一三六～一六三）　八
○森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する件（同一六四）　八
〔官庁報告〕
国家試験
令和三年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　八九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇〇
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用関係　一五〇
会社その他
会社決算公告　一五三

府令

○内閣府令第四号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年一月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄